

# 廃油売払い（単価契約）仕様書

## 1 売払物品及び予定数量

廃油 30,740 リットル

① 巡視船かつらぎの廃油	500 リットル
② 天保山巡視艇専用棧橋内の廃油	300 リットル
③ 大阪水上警察前巡視艇専用棧橋内の廃油	300 リットル
④ 堺海上保安署倉庫内の廃油	800 リットル
⑤ 岸和田海上保安署巡視艇専用棧橋内の廃油	200 リットル
⑥ 新港一突堤基部 巡視艇専用棧橋内の廃油	1,300 リットル
⑦ 神戸第二地方合同庁舎前面巡視艇等専用棧橋内の廃油	1,570 リットル
⑧ 巡視艇しずかぜの廃油	240 リットル
⑨ 巡視艇ぬのびきの廃油	520 リットル
⑩ 姫路海上保安部巡視艇専用浮棧橋内の廃油	900 リットル
⑪ 加古川海上保安署油庫内の廃油	220 リットル
⑫ 巡視船きいの廃油	10,000 リットル
⑬ 海南海上保安署巡視艇等専用棧橋内の廃油	730 リットル
⑭ 巡視船みなべ、こうや、巡視艇むろかぜ、むろづきの廃油	3,000 リットル
⑮ 巡視船よしの、びぎんの廃油	2,000 リットル
⑯ 徳島みなと合同庁舎の危険物庫内の廃油	1,000 リットル
⑰ 巡視船とさの廃油	2,000 リットル
⑱ 高知海上保安部巡視船艇専用棧橋内の廃油	2,300 リットル
⑲ 宿毛海上保安署巡視船艇専用棧橋内の廃油	1,600 リットル
⑳ 巡視艇きしかぜ、そらかぜの廃油	260 リットル
㉑ 大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県所在の造船所に 入渠中の巡視船艇等の廃油を引き取ること。	1,000 リットル

## 2 引渡場所及び引取方法

別紙のとおり

## 3 引取期間

契約日から平成28年3月31日までとする。

## 4 所有権の移転

所有権は、第五管区海上保安本部経理補給部長が発行する納入告知書に基づき買受人が代金を納入し、その納入を売払人が確認後、上記1項目記載の廃油を買受人が受領したときをもって移転日とする。

## 5 物品の引渡

買受人は、売払代金を納入し、売払人からの引取通知をうけた後、担当職員と日程を調整のうえ、当該物品の引取を行うこと。

なお、物品引取後は、速やかに物品受領書を第五管区海上保安本部経理補給部長に提出すること。

## 6 物品引取上の諸経費

物品の引取に要する経費の一切は、買受人の負担とする。

## 7 その他

- ① 上記1項目の数量は、予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
- ② 上記2項目の引取場所以外の場所で廃油が発生した場合においては、双方が協議して引取が可能であれば引き取るものとする。
- ③ 搬出作業時等に発生したゴミ等は、買受人にて処理すること。
- ④ ローリーによる引取りの際使用するホースは、40メートル程度のものが用意できること。
- ⑤ 本契約による作業実施時に、貸与品及び施設、物品等に損傷を与えた場合、買受人にて速やかに原状復帰すること。
- ⑥ 運搬車等への積み込みに際してのクレーン等は買受人が手配すること。  
買受人は、この契約に関連して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない
- ⑦ 上記1項目の廃油引き取りについて不明な点は第五管区海上保安本部経理補給部補給課補給調達官（電話078-391-6555）へ報告し、その指示に従うこと。